

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

それでは、戻りまして、1番の陳情審査に入りたいと思います。委員会に新たに送付されました陳情、送付4-4、神田警察通り道路整備に於いてイチョウ伐採中止・街路樹保存を求める陳情、送付4-5、神田警察通りの街路樹伐採中止を求める陳情、送付4-6、住民監査請求中は神田警察通り2期区間の街路樹伐採をしないよう求める陳情について、お手元に陳情書をお配りしてございます。ご確認を頂きたいと思います。陳情書の朗読は省略をさせていただきますけれども、この案件3件とも趣旨が同じでございますので、一括して審査をしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、本陳情についての執行機関からの情報提供がありますか。

○神原地域まちづくり課長 はい。それでは、前回の当委員会におきまして、執行機関が示している工事を行うに当たって、沿道住民の思いを大切にして、住民同士的一致点が見いだせるよう努力することとの申入れを執行機関に対して頂いてございます。また、先般開催されました第20回神田警察通り沿道整備推進協議会におきましても、神田っ子同士でのお話し合いの提案があったことから、Ⅱ期工事の対象区域の協議会の委員の方や町会の方等にお声かけさせていただきまして、4月9日の土曜日に、守る会の方々とお話し合いの場を設けさせていただきました。また、双方のご意見を何う立場といたしまして、区の神田公園出張所長が同席させていただいております。

この話し合いでは、協議会の方々からは、これまでの検討経緯等を踏まえ、現計画でこのまま工事を進めたほうがよいといったご意見、一方で、守る会の方々からは、イチョウを保存したままで工事を進めてほしいといったご意見があり、お互い的一致点は見いだせない状況であったと伺っております。

このような状況を踏まえまして、4月11日に区長及び副区長、関係部課長で今後の方針について話し合い、このまま話し合いを続けていても、とてもお互い的一致点を見いだすことは困難であり、これ以上時間をかけることは地域の溝がさらに深まるばかりであると考えております。

これまでの取組などを踏まえ、本件につきましては多様なご意見があることを十分に承知してございますが、その都度立ち止まり、長い時間をかけて様々な議論がされてきました。こういったことを踏まえまして、区としては工事の再開を決断させていただきました。何とぞご理解とご協力をよろしくお願いいたしたいと考えてございます。

なお、前回の当委員会において資料要求がございました第20回協議会の議事録について、本日は参考資料として配付させていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ほかには理事者のほうはないですね。はい。

委員の皆さんから執行機関に対して確認したいことがあれば伺いますけど、いかがでしょうか。

○岩田委員 これは、推進したい派と環境を守りたい派、環境という言い方は変ですね。神田を守りたいと、守る会の方たちの感情の対立を生まないようにということで、胸襟を開いた話し合い、それも一致点を見いだす努力をすることというふうになっていきますよね。

ちなみにこの、その胸襟を開いた話合いというのは何回やったんですか。

○神原地域まちづくり課長 胸襟を開いたといった会としては1回でございますが、その前に、守る会の方々には、19回、20回の協議会にご参加いただき、公聴会というような形で、ご意見を交わす場を設けてございます。

○嶋崎委員長 ごめんなさい。さっき岩田委員は、神田を守る会とおっしゃったけど、神田を守る会じゃなくて、このイチョウ並木を守る会ですから、そこをちょっと誤解のないように。

○岩田委員 失礼いたしました。名称を間違えておりました。訂正いたします。  
委員長。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 で、その胸襟を開いた話合い、1回ですよ。その1回、たった1回で、しかもその最初の頃は、最初の話合いのところでは、やれ個人情報はどうだなんだというような話で、実際のこの中身に入らなかったというような話も聞いているんですよ。で、たとえ3時間やったとしても、最初そういうふうにもいろいろもめた。あとは、神田っ子じゃないやつがいるじゃないか、こんなところにいるな、みたいな話もあったように聞いていますけども、それで、たった1回の話で、一致点を見いだす努力と言えるんですかね。

○神原地域まちづくり課長 繰り返しになりますが、その前の協議会での話合いでも、20回については3時間近い話合いというのをしております。1回でということなんですけれども、これまでの協議会での話合い、そして4月9日の意見交換の中でもお互い一致点が見いだせないということですので、これ以上続けても我々としてはお互いの溝が深まるだけではないかということで、今回再開を決断したものでございます。

○岩田委員 ここでぱっきり切ったら、余計、溝は深まると思いますよ。

そして、僕ね、今答弁がありました。繰り返しになりますが、というふうにおっしゃいました。じゃあ、僕も繰り返し言わせていただきますけども、毎回毎回こういう工事があって、後になってから、反対だ、反対だという声が出るというのは、区がちゃんと説明を、その説明が必要な人たちにちゃんとしてこなかったから、後になって聞いていないよという話になるんじゃないですか。いつもいつも言っていますよ、僕は。それをやっていないのを棚に上げて、今までやりました、やりました、と言っても、反対の方たちは、それは後で聞いて、何だよ、聞いていないよという話になるんじゃないですか。だから、胸襟を開いた話合いって、みんながそういう話を聞いてから何回話合いをしたんですかと聞いたんです。たった1回じゃないですか。そのたった1回をもって、もう平行線だ、一致点は見いだせないって、そんなことはないですよ。この木を守りたい人たちだって、整備はしてくださいと言っているじゃないですか。なのに、一致点は見いだせない勝手に打ち切って、余計、溝を深めているのは区のほうですよ。

○加島まちづくり担当部長 一致点を見いだせない。区が何か提案して一致点をということではないと思います。お互いが話し合って一致点を見いだす。そういう場をつくれということが、前回の委員会のご指示だったのかなというふうに思っています。我々はそういう場をつくらせていただいたと。その中で、もう、私も当日行って外で待っておりましたけれども、もう話合いにならないよというような意見ということで、もう平行線だねということで、もう正直こういう会は勘弁してくれといったようなご意見がありましたので、

区としても、これは何回同じ会を開いても一致点は見いだせないだろうと、そういう判断をしたというようなところがございます。そこら辺はちょっとご理解いただければと思います。

○岩田委員 違うんだよ、そうじゃない。そうじゃないんですよ。区が何か出して一致点をとということじゃないですよ。両方で話して一致点をと。実際、守る会の方たちの話では、整備はしてくださいと。どんどんしてください。そこは一致しているじゃないですか。区が一致点を出しなさいなんて、そんなことは言っていないですよ。それなのに、1回やっただけで、あ、もう駄目だ。ぱさっと切ったら、余計、溝が深まるばかりだと思うんですよ。ということを行っているんです。

○印出井環境まちづくり部長 この件につきましては、これまでも様々な陳情審査の中でこの経緯をご説明してきたところがございます。神田警察通り沿道まちづくりの一環として、道路整備、それに伴って街路樹の取扱いということは、長らく地域で議論をされてきたところがございます。それについて、様々な地域の中で、十分その検討状況が共有されていなかった部分があるだろうということで、これまで様々ご指摘を頂きました。そういったことも含めて、昨年12月から1月にかけて、一旦、第3回定例会で契約、工事契約のご議決を頂いた。それに基づいて肅々と執行するところ、我々としても工事を一旦止めて、3か月にわたりまして様々な情報共有の機会をつくってきたところがございます。そういう意味で、少し事後的なフォローになりましたけれども、守る会の皆さん、あるいはこれまで進めてきた方向感を共有している協議会の皆さん、その関係者の皆さん、それぞれが意見を出し合う機会をつくってきたのかなというふうに思っています。

我々、予算の総括質疑の中でも申し上げましたが、そういった状況の中で一定の、区として責任を持って事業を進めなきゃいけないというようなところの判断の段階に至ったわけですけれども、さらにもう一回、総括質疑の後の陳情審査の中で、まさにこの委員会の助言を頂きながら、人数も絞り、神田っ子、神田生まれの人たちが、本当に記録も、そういう意味で何でも言っているというような形での意見交換ということで、機会をつくったところがございます。

そういった中で、なかなか、道路整備についてはご指摘かと思うんですけれども、道路整備に当たって重要な要素である街路樹の取扱いについては、一致点を見いだすことができなかつた。また、その後の参加された協議会のメンバーの方からは、先ほど加島部長からありましたような形で伺っているところがございます。

そこで、我々としては、我々というか、もう区長の判断でございますけれども、これ以上議論をしても、さらに地域間の溝を深め長期化すると。それから、今回の陳情でもございました障害者の皆さんの中にも様々なご意見、緑陰による暑さ、それが大変、暑さ対策、暑さ防止機能が重要だよねというご意見もある一方で、やはり今後20年、30年と成長していくイチョウが及ぼす幅員や傾斜などの影響、そういったことを憂慮する障害者の方もいらっしゃる。そういったところを今後深めていくことで、障害者団体にも我々としては新たな亀裂を生んでしまうような、そんな状況ですので、ある意味そういう多様な意見を行政として引き取って決断をしたというところがございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○岩田委員 それで、その障害者の方たちのお話で、例えば傾斜が云々みたいな、根上が

りでとか、そういうようなお話はありますよ。桜を植えたって一緒じゃないですか。根上がりはしますよ。イチョウばかり何か悪者になっていますけども。そういうところはどんなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいま部長のほうで申し上げた件ですけども、イチョウと桜では幹の太さが、まず、今現在あるイチョウと今後植える桜では幹の太さが違う。で、その太さで、まず幅員が確保できないということは、今までもお話ししてきているとおりでございます。根が今後根上がりですとか、そういうことを起こさないような対策は、今回の整備で行っていくものでございます。

○岩田委員 具体的にどのように。

○須貝基盤整備計画担当課長 根上がりをしないということですか。

○岩田委員 そうです。

○須貝基盤整備計画担当課長 根が下のほうに行くように土壌を広く取ってございます。

○岩田委員 そのね、幹が太い細い、だんだん太くなるじゃないですか。それでまた枝もだんだん大きくなれば、やれ沿道のビルに近づいたりしますよ。切るわけですよ、結局、そのときは。今だって一緒じゃないですか。そのときに何か、じゃあ、切らないのかといったら、切るわけなんだから。それを何か、イチョウが、イチョウがみたいなことを言っていますけど、それはおかしいですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 そもそもイチョウと今回植える陽光桜の、成長したときの大きさですけども、イチョウはそのまま伸ばせば30メートルぐらいになる大木でございます。陽光桜は成長して8メートルぐらいになる。

道路整備方針の中でも申し上げていますが、道路空間に合った樹木を選定していくところで、今回このような整備になったものでございます。

○小枝委員 関連。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 最初この会議の設定のことから岩田さんは入ってくれたわけですがけれども、そこに連なっているいろいろな答弁をされるわけですがけれども、言っている答弁の一つ一つがとても不正確で、このいざこざというか、この溝って何でできているかということ、行政が言っていることの不正確さなんですよ。それゆえに監査請求が出ていると思うんですけども、印出井さんは——名前を言っちゃいけないのかな。部長は、部長バイアスみたいなのがあって、私も、まず今回の設定の仕方として、この会があったことそのものが、全くほかの町会長には伝達がなかった。あったことそのものも知らないです。それからおはらいがあったことも知らない。で、誰がこんなことをやったのかなというふうに、やはり地域にこれからもずっと住み続ける方ですから、憂慮している方々も、町会長さんの中にはいるわけです。みんな地域に住んでいる者同士で、銀行で会ったり、いろんなところで会いますから。だから、溝をつくらないために話し合いをした。

けど、過去の議事録を見ると——見ると、と言っても、まだホームページにも出ていないんだけど、大串さんのほうで求めた中身を読ませていただくと、もう2020年の17回、つまり12月2日の段階では、もう倒木の可能性もあるぐらいだから、もう駄目なんだということを言っていて、その前の、もう、15回とか14回の段階でも、せっかく樹木の先生が、お話、戸田芳樹風景計画さんが言っている、その方が話す前に、ここは

樹木を残すことはできませんと前置きしているんですよね、基盤整備計画担当課長が。で、いや、倒木するほど危険で、しかも本当は全部健全なのに、という、もうここに残すとバリアフリーの道はできないんだというふうに断定された中で、もう何度も何度も言われてしまえば、結局、町会長たちは、まあ、とにかくいい道を造ってくれと、こういうふうになって、10年、10年と言うけれども、結局は8年、9年は、街路樹は残すことで、このⅡ期目ゾーンはやってきたわけですよ。ついこの間、パブリックコメントもやらないで、知らないうちに変えたわけですよ。で、そのパブリックコメントをやったということも、環境まちづくり部長は自分はやったとばかり思い込んで、1月8日の住民説明会で、パブリックコメントもやってオーソライズしていますから、これはもう皆さんで決めたことなんですよと言っちゃっているわけですよ。

そういう一つ一つがバイアスとなって、町会長たちをもう後戻りできないところまで追い込んで、本当に今悩ませてしまっている。これは本当に申し訳ないことだと思うし、行政はここで居直っている場合でもなくて、正しい、正確な表現をしてこなかったことをやっぱり反省すべきですよ。まず自分たちが広報してこなかったこと、正確な説明をしてこなかったこと、Ⅱ期工事区間は全員賛成だと言い続けてきたこと。反対なんて聞いたこともない。電話の一本も来たことないと言い続けてきたこと。そういう一つ一つの調査をしてこなかった。あるいは誤った情報を意図的に議会に伝えてきたこと。これはもうすべからず全て行政の責任であるということ、本当に皆さんにおわびをすべきだと思うんです。そこからまず溝が埋まるんじゃないんですか。

その認識がないから、まるで物を言う住民がいなくなったら自分たちの仕事が終わるみたいな気持ちで今日やっちゃうんですよ。まだ間に合うのに。そのところの反省がなかったら、障害者の団体の方だって、私も話をしましたよ。全然違う表現をしていましたよ。引用されているウイズなんかさんも違いますよ。そういうこと一個一個がひっくり返されたときに、議決の正当性も失われるんですよ。そのときに、これ、違法な議決、不当な議決となったときに、もう切っちゃいました、残念でしたね、というふうに、法はなっていないんですよ。そういう真剣味を持って仕事していないんじゃないですか。

○印出井環境まちづくり部長 今ご指摘のあった様々なこと、我々が故意に何か誤った情報を提供したとか、そういったことはないというふうに認識しています。それぞれの説明の仕方の中で、例えばイチョウが倒木のおそれがあるというような、例えばあその共立の前でそういう事例があると。健全であったはずのイチョウが倒木するおそれがあると。倒木した場合におけるその撤去にかかる費用や交通規制等、様々な影響があるという文脈の中で申し上げたところがあると思います。

それから、基本的に、おっしゃるとおり健全なものもありますけれども、健全でないものもあつたり、全体の中ではそういうこともある。そういった中で一つ一つを捉えて、正しい、間違っているとかという評価をされると、おっしゃるような評価もあるのかなというふうに思いますけども、我々としては、しっかり道路整備、まちづくりと道路整備について、沿道整備推進協議会という、区民や地域の関係する団体の方々が参画するところでご説明をしながら、機会を捉まえて、議会にもご説明をしまいいました。そういった中で、全く何か今おっしゃったような情報の提供をしてきたかということは決してないもんだというふうに認識をしております。

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

ただ、恐縮ですけれども、確かに1月8日の住民説明会で、私は、当初の平成25年の神田警察通りの沿道賑わいガイドラインについては、参画・協働ガイドラインの前だという認識はなかったものですから、パブリックコメントは実施していなかったというところを誤解してお伝えしたというのは、これはご指摘のとおりでございます。しかしながら、今申し上げたとおり、沿道整備推進協議会で議論をし、策定前に企画総務委員会でもご報告しながら、ご意見を賜っていたというところがありますので、住民参画については、一定程度、我々の裁量の範囲内で必要な手続は踏んできたものだというふうに認識をしております。

○岩田委員 関連。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 これは、前も言いましたけども、沿道整備推進協議会とかに説明しましたよ、しましたよと。でも、これだけ区民の方から反対の声が出るということは、協議会がダイレクトに区民の皆様の声を反映しているとは限らないんじゃないんですかというような話をしました。それなのに、協議会に説明しました、しました、しましたって、それだけで足りるのかなという話です。足りないから、こうやって反対の声が出ているんじゃないですか。

○神原地域まちづくり課長 これまで協議会については、こちらが事務局になってやっておりますので、我々としては、協議会に話したら、それで終わりというふうには考えてございませんが、この1.4キロメートルにわたります広域なエリアを全体的に地域をよくご存じな、で、まちの様々な活動をされている協議会の皆様にお話をし、検討してきたというのは事実でございます。

我々としては、各町会での情報共有の在り方ですとか、そういったものは様々あるのかなというふうには思っておりますし、これまで頂いていたご意見なんかを踏まえますと、まだまだもう少し努力も、我々としてもしていかなければいけないのかなというのは考えてございまして、もう一段、協議会の運営については、検討が必要だという認識でございます。

○岩田委員 努力していかなければならない。なのに、切っちゃうんですか。

○神原地域まちづくり課長 切るということに関しましては、もう様々、今、こちら側でご答弁させていただいたように、お話し合いが平行線といいますか、合致点が見いだせないような状況でございますので、一旦、区のほうで、ここは、もう工事を進めるという決断をさせていただいたということでございます。（「何じゃ、そりゃ」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 いいですか。ちょっとごめんなさい。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 やはり行政の資料の読み込みが本当に、残念ながら甘いというふうに思います。というか、やっぱり事実をちゃんと読んでいない。例えば、今のⅡ期工事ですよ、Ⅱ期工事区間で、不健全木というのは1本もないんです。ただし、144番の学士会館の向かい側の1本だけは、建築限界に枝が降りるから、よって、C判定になっている。それ、もう、でも、本当は木としては健全ですとなっているんです。つまり、先ほど部長のほうから、健全なものもあれば不健全なものもあるとおっしゃったけれども、診断記録を見ていただきたい。カルテを見ていただきたい。全部健全。で……

○須貝基盤整備計画担当課長 委員長、基盤整備計画担当課長。

○小枝委員 いえ。

○須貝基盤整備計画担当課長 あの……

○嶋崎委員長 ちょっと待って。まだある。

続けてください。

○小枝委員 ついでに言わせていただければ、建築限界って、2.5メートル以下なんですよ。ところの、2.5メートル以下に枝が出るのは困りますと。イチョウなら、そこを切ることができる。陽光桜というのは、これは街路樹の専門家に聞いた話ですけれども、今、四、五メートルの高さのものを植えれば、2メートルか、もしくは、1.5メートルのところから枝が出る。これは、街路樹としては、建築限界に枝を張るので、自転車にもぶつかる、往来の人にもぶつかる。そういう非常に不適合なものであるということは、私は確認しています。

そういう意味でも、専門性がない私たちは、専門家に聞きながら、適切なものを考えていかなきゃいけないのに、行政の側は、部長も、課長も自分たちの思いだけを先行させて、研究者、専門家の言うことすらゆがめて、聞く耳を持たない。そういうふうな中で、結局、溝を、さっきから言っていることは、溝を深めているのは、行政なんです。不正確な情報の下に、思い込んだらいちずにやっちゃっている。その中で——幾らでもまだ挙げられますよ。そういう瑕疵が、片手、両手で済まないぐらいの状況の中で、コンサル任せで、事業者任せで、で、町会長を追い込んできて、本当に申し訳ないことをしたと思いますよ。

その状況を行政が知っている——もうそろそろ知ってもいいですよ。もうそろそろ分かっていると思うんですよ。分かっていないのは、区長だけかもしれない。でも、これ、違法なことが、あらゆる角度から契約がたたかれたときに、その違法性の責任を取るの、結局、首長ですよ。そういう自覚と責任を持って、というか、正確な認識をまだ持っていないんですか。そここのところ、ちょっと部長、答えてください。C判定の話、分かりますか、意味。分からないんだ。

○須貝基盤整備計画担当課長 樹木診断のことだと思いますので、私のほうからご説明させていただきます。

まず、小枝委員が全部健全だという、それはどの情報だか分かりませんが、私どもの行った健全度診断では、健全な樹木は9本、注意すべき被害が見られるB1判定が11本、著しい被害が見られるもの、B2判定が10本、不健全のCが1本。確かに不健全の1本というのは、枝ではなく、幹本体が道路のほうに、建築限界を侵しているの、枝を切るだけでは済まないという、そういう状況でございます。

それから、陽光桜が建築限界を侵すというお話ですけども、今回植えるツリーサークルの60センチの幅までは建築限界になりませんので、それより上の枝で、2.——先ほど1.5メートルとおっしゃいましたが、2.5メートルまでが建築限界ですので、それ以上の枝を伸ばしていくと、そういうことを検討しております。

○小枝委員 今、神田っ子の協議の話だから、各論になるのはちょっとあれなんだけれども、それ、陽光桜が1.5なり、2メートルから枝を出す。それは、建築限界に触れないというのは、ちゃんと専門家に確認をしていますか。確認をしているなら、どの専門家に聞いているんですか。ぜひ、役所の言っていることは何でも匿名なんで、ちゃんと言って

ください。

○印出井環境まちづくり部長 現実に、江戸川区などで陽光桜の街路樹がございます。江戸川区の財団のホームページは、桜の中でも陽光桜は街路樹に適していると、そういったことを私たちは調査しているところでございます。

それから、先ほど来個々の様々な問題を捉えて、町会長たちとか沿道整備推進協議会の皆さんに適切な情報をお伝えしていないというようなご指摘があったのかなと思います。部長の責任というようなご指摘もあつたところでございます。そもそもこの神田警察通りの整備というのは、区道の中でも比較的幅員の取れる区道、そこでできるだけ車道を縮小して、もう歩道も本当に5メートル、6メートルいっぱい広げていこうというような形で議論が始まった経緯があるかなというふうに思っています。しかしながら、やはり交通の事情とか、商業地域における駐車帯の確保という中で、徐々に、徐々に歩道として取れるスペースが少なくなってきたという実態がございます。それが、まさに2メートルまで、2メートルさえも確保できなくなってきたというような、そういう状況がございます。その辺の経緯は、まさに町会長さん、沿道整備推進協議会の皆さんがじくじたる思いで、これまでも議論をしているところでございます。

我々は、歩行者の幅員2メートルということや、ご指摘の点は、思いやりがあればいいじゃないか、公開空地があればいいじゃないか、そういうご指摘もあるのかなというふうに思っておりますけれども、こういった道路構造令や移動円滑化推進基準というのは、やはり障害者の関係者の方々も入りながら決められてきた経緯があるのかなというふうに思います。そういったものについて、特別な事情というのを弾力的、柔軟に解釈して、1.7メートルでもいいというような形で、今回の32本並びに今後の150本、全部、そういった形で考えていいのかということについては、やはりバリアフリーを確保するという観点から必要ではないかなと思っています。

そういうことをご説明する中で、やはり一定の幅員を確保するに当たって、我々も積極的に、あるいは、協議会の皆さんも積極的にイチョウやケヤキを伐採するというのではなく、そういった大木化し、成長する樹木を仕方なく更新するという中で議論を積み上げてきたところでございますので、そういった基本的なことについては、ぜひ、ご認識を頂きたいと思います。

○小枝委員 道路整備方針、ご存じのとおり、道路整備方針の中で、地域の意見聴取ということも書かれていて、協議会を基本としつつも、参画・協働の趣旨を踏まえ、さらに誰もが安心・安全、快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方に立ち、計画の早い段階から障害者団体等にヒアリングを行うなど、多様なご意見を期するよう努めていくというふうに書いてあるんですね。

この手続を、これ、まだ3年前ぐらいに定めた手続を、行政のほうは聞いたような気がするレベルのやり方で、自ら定めた参画・協働だけじゃない、この道路整備方針の考え方すらやらずに、そして、車椅子の方たちが今まで二人の方が意見を述べていたけれども、今日の陳情書を見ると、これ、4名の方なんですよね。この方たちが、私たちを抜きに、私たちのことを決めないでと言って、意見を述べている。そういう意見もあるだろうが、そうじゃない意見もあるんですよという言い方の、そうじゃない意見というのには全く匿名で、私も誰が言ったか分かりませんが、私もその方の話を聞いています。でも、その方

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

は、この計画の内容なんか何にも知りません。地域の事情も何も分かりません。で、必ずしもこれをやっちなんて言っていません。ただ、調整してやったほうがいいよねと言っていたんですよ。それを環境まちづくり部長の言葉になってしまうと、いや、そうじゃない意見の人もいるというバイアスがかかる。また、予算委員会のときにも、2日、3日前の協議会で、車椅子の方が言葉、意見を述べに来た、真夏の日差しを遮る木の話をしてきたことも予算委員会の中で言わなかった。その3月14日の予算委員会がかなりそういう方向では、もう固めてしまうような、誘導をしてしまった。

そういうことが、あまりにも、思い、部長の思い、課長の思いばかりで、そのルールだって、そのルールは2メートルあったほうが好ましい、あるいは、沿道の中で、公開空地があるから、そういうふうなところでよければ、その沿道としては十分に成り立つ。東京都のルールもそういうふうになっていました。そうなっているのに、14回、15回の協議会で、区は初めに伐採ありきの説明から入っているんですよ。そうしちゃって、もう対立しか残らない。聞く気もないということになっちゃうわけですよ。警察云々の話もありますけれども、警察の話だって、本当に正確にそうかって、このほかの事情からすると、本当に聞いたんですかということになりますよ。ましてや学士会館の両側にそんなパーキングを造らなきゃいけないって、誰が決めたんですかということになります。

でも、それでも、みんなの中で調整されていけば、じゃあ、そこはパーキングになるから、ここは切らなきゃいけないねって、そこで初めて納得と了解と次なる調整になってくるといふに私は思うんですね。それを全くそういった調整の枠を持たないで、聞く耳を持たないでやってしまうというのは、行政がつくった溝を永遠に固めてしまうということになってしまう。これはもうやめてもらいたい。やめてもらいたいと言っても、きっと今の段階ではそうとは言わないでしょう。

今、看板が貼り出されました。まちに看板が貼り出され、区のホームページにも、工事をやりますよって、あれ、いつ貼り出したんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、小枝委員のご指摘のものは、街路樹に貼ったものでしょうか。

○小枝委員 違う、違う。看板。

○須貝基盤整備計画担当課長 現地に貼った看板。

○小枝委員 うん。

○須貝基盤整備計画担当課長 あ、ちょっと今、ここには資料がないですけど、工事が確定して、工事を始めようとするときに設置したものでございます。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 ちょっと話を整理して、ちゃんとやり取りして。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 かみ合っていないからさ。何の看板なのか。それがどこの看板なのか……

○小枝委員 神田警察通り自転車……

○嶋崎委員長 いやいや、違う、違う。聞いて。そんな熱くなっていないで、聞いて。

○小枝委員 だから……

○嶋崎委員長 俺が整理しているんだから。ちゃんと言わないと、向こうも分からないから。看板って言うても分からないから、どこの何の、何の看板だと指摘してくださいよ。

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

○小枝委員 「神田警察通り自転車通行環境整備工事のお知らせ」という看板がホームページにも貼られているんですよ。施工者と発注者の問合せ先が書いてあって……

○嶋崎委員長 それは業者さんじゃないの。違うの。役所が出したの。ちょっとそこをちゃんと説明して。

○須貝基盤整備計画担当課長 この最近のお話ですよ。

○小枝委員 うん。うん。

○須貝基盤整備計画担当課長 それは、4月の——ちょっとお待ちください。4月13日です。13日に沿道に配るチラシをホームページにも載せたということでございます。

○小枝委員 そこに足立区千住関屋町の現場事務所というのがあるんですけども。

○嶋崎委員長 今のとまた違う看板があるの。

○小枝委員 いや、同じ看板です。

私、それ、区のほうも、そこは連絡を取ったりしていますか。ちょっと中身を見ていないぐらいなんですか。いや、連絡を取ったりしているのなら。

○須貝基盤整備計画担当課長 連絡というのは、こちらに電話をしているかということですか。それはしています。しているはずですよ。私は直接していませんけど。

○嶋崎委員長 あのさ、これ、ちょっといいですか。今は、2種類あるの、看板が。

○大串副委員長 同じ看板。

○小枝委員 ホームページに載っている看板と……

○嶋崎委員長 いや、だから、ホームページの看板は分かっている。それは役所が出した看板なの。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○嶋崎委員長 そうでしょう。

それから、後者の連絡先が書いてあるというのは、それは、当然、役所じゃないんじゃないの。業者さんが連絡先の何かを出した看板なんじゃないの。だって、連絡先が足立区に行くわけがないじゃん、役所で出した看板が。そこがちゃんと分からないと、かみ合わないよ、話が。

○須貝基盤整備計画担当課長 足立区千住というのは、施工業者の現場事務所ですね。

○嶋崎委員長 だから、その記載のある看板というのは、その施工業者さんが出した看板でしょ。

○須貝基盤整備計画担当課長 看板ではなくてですね……

○嶋崎委員長 看板と言うからさ。

○須貝基盤整備計画担当課長 チラシですよ。

○嶋崎委員長 何。チラシなの、看板なの、小枝委員。

○小枝委員 私はホームページから取ったんですけど、道を歩いてみると、そういう掲示がされている。

○嶋崎委員長 それは、通常の工事の、工事業者さんが出す工事のお知らせなんじゃないの。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい、そうです。

○嶋崎委員長 そうだね。それは、当然、契約しているわけだから、契約したところがやりますよというふうな情報提供として、それは、別にここだけじゃなくて、どこの道路

工事でも、建設現場でも、そういうお知らせは出すんでしょ。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい、そうです。すみません。はい。

○小枝委員 えっ。

○嶋崎委員長 そうだね。それを、じゃあ、ホームページの、何だ、役所が出したものと、それ、後者のやつとの関係の話をしてくださいよ。

小枝委員。

○小枝委員 そこに施工者の連絡先と発注者の連絡先ということで、千代田区の道路公園課があるわけですけども、それぞれ名前も書いてあります、担当の。これ、区のほうは、ここに連絡をしていますか。（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 区の担当はしています。今のご指摘が、ちょっとどういうことなのか。この電話が通じないかとかということなのか。

○嶋崎委員長 そうということなの。それを指摘してくださいよ。（「それを先に」と呼ぶ者あり）やり取りが分からないんだよ。どうも、小枝委員がおっしゃっているのは、その問合せ先に連絡したけども、連絡が通じなかったということなの。それを言ってくださいよ。そうなんだから。別に役所が連絡する話じゃなくて、一般の区民の方がそこに問合せをしたところ、連絡が取れなかったということなんだけど、そこはどうなんですかと聞けば、分かるよね。

○須貝基盤整備計画担当課長 私どもの職員がこちらの請負業者の現場代理人へ連絡するときは、ケータイに電話しているので、ちょっとこれがもしかしたら……

○嶋崎委員長 違う、違う。小枝委員が言っているのは、そこに記載している、ね、ケータイ番号なのか、何か知らないよ、見ていないから。連絡したけれども、そこに連絡が通じなかったと。ね。それは一般の区民の人たちは、そこに書いてあれば、連絡するじゃん。聞いているの、俺の話。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○嶋崎委員長 で、そういう中で、その、やっぱりきちっと連絡をしたときに、受け答えがなければ、区民の方は不安なんじゃないのということを多分言っているんでしょ。

○小枝委員 そうです。

○嶋崎委員長 ねえ。何で俺が解説しなくちゃいけないんだ。そういうことなんだから。

で、その工事業者さんとやり取りというのは、役所はしっかりしているんですかということを目指したいんだと思うよ。そうでしょ。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい、失礼しました。ちゃんと連絡は取れています。

○嶋崎委員長 じゃあ、何で、何でその業者さんの連絡先が、したけど、出なかったのか。それは、例えば、昼間は現場に行っちゃって出られないのか。だったら、そこにもうちょっと丁寧に何時から何時はここに連絡してください、何時から何時はここに連絡してくださいということをしなければ、業者さんの役割は果たせないんじゃないんですかということだと思うよ。そうだね。

○大串副委員長 それが言いたいんだよな。

○嶋崎委員長 それが言いたいんだよね。

○小枝委員 それともう一つある。

○嶋崎委員長 もう一つなんて、それは分からないよ、俺、だって。俺が整理している。

そういうことなんだって。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、嶋崎委員長のほうからご指摘いただきましたとおり、確かに、もし連絡が通じないということであれば、その次の手段、次の手段ということで、連絡が取れるような形でしていきたいと存じます。

○嶋崎委員長 それは、そういうふうにちゃんとしてくださいよ。それだけの大きいことをするんだから、地域の皆さんだって不安な状況の中にあるわけだから。そこにまた連絡が取れなかったという、さらに不安になるわけだから、そこはきちっと対応をしていただきたい。

もう一つ、どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 もう一つ。3億7,000万円の工事なのに、電話番号そのものが間違っているんですよ。

○嶋崎委員長 業者の。

○小枝委員 それを、（「それは通じない」と呼ぶ者もあり）4月の13日から、今日、もう2週間以上、あ、2週間ぐらい、とにかくまちの貼られているものも、区のホームページに出ているものも、この案件は、すべからくこういうことが多いんですよ。それじゃ、不安どころかという。そして、これは、今、どういう工事やるんですか、どんなことをするんですか、そのためのもの。

私は、そちらから、いや、実は、と言われていると思ったんですよ、普通は。どうしてそんなに情報がないんですか。

○嶋崎委員長 いや、情報がないんじゃないかと、ちゃんとやり取りをしているのか、していないのか、まず。そういう確認をする作業が手順・手続の中にあるのか、ないのか。教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 このチラシには、二つ、ケータイ番号と電話番号、二つ併記してございます。うちの職員は、このケータイ番号にいつも電話して、つながっていると。ですから、やり取りはしっかりしております。ただ、こちらの電話番号のほう間違っているというご指摘は、今、ちょっと受けましたので、それが定かというか、どうなのかというところは確認しないと、ちょっと分かりません。（「知らなかったんだよね」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 それは確認してくださいよ。

○嶋崎委員長 あのさ、やっぱりそこら辺はちゃんと大きな金額で契約をして、それこそ俺たちがここできちっと議論をしながら判断をしているわけだよ、契約議案を。そういう中で、先に行ったら、電話番号が違っていましたとか、通じませんという、それはそういう手順・手続をきちっと業者さんとのやり取りはしなければまずいよ、それは。片一方のケータイがかかるからいいでしょうという話じゃないよ、それは。それは駄目だよ。そんないいかげんなことをやっているようじゃ仕事にならないよ。部長。

○印出井環境まちづくり部長 今ご指摘の件、連絡先が正しく記載されていなかったということにつきましては、改めて確認をさせていただいて、こうしたことが起こった原因も含めて、我々としては改めてまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 それは早急に対応してください。委員会として申し上げます。

どうぞ、続けて。

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

○大串副委員長 次、いいですか。

○嶋崎委員長 どうぞ、副委員長。

○大串副委員長 陳情審査、これは、今、4本——4本じゃない、3本。4-4と4-5と4-6。4-4は、まさにⅡ期工事にお住まいの方からの陳情。4-5は、様々、2メートル、幅員のことがありましたけど、それは障害者の方のためにということだけど、この障害者の方からの陳情が4-5。そして、4-6は、今まさに住民監査請求が出ているので、工事の着工を待ってくださいよというのが4-6ですよ。

私は、まず、4-6をお伺いしたいんです。住民監査請求が出されたのが21日、收受されました。それから、次は受理ということになるんでしょうけれども、これから審査が始まるというときにですよ、工事に入ることは到底できないと思うんですよ。現段階ではどういう状況なんですか。

○印出井環境まちづくり部長 住民監査請求の写しは、我々所管にも届いております。この請求の内容につきましては、その多くは、これまでご議論、議会でもご議論いただいたところでございます。都度、説明していたところであります。

今回、本件道路整備に関わる契約が違法、不当だというようなご指摘でございますけれども、我々のほうとしましては、関係法令に基づきまして、適切に進めてきたことでございます。違法性はなく、工事を停止すべきものではないというふうに考えております。

○大串副委員長 環境まちづくり部は、当然、所管ですから、工事をやらせてくださいということなんでしょう。けども、住民監査請求ですから、この今進めようとしている工事が本当に違法、不当ではないのか。違法、不当な可能性がありますよと、区民の皆さんが、20名ですよ、20名の方がそれを訴えているわけですよ。その違法か、不当かの判断は、監査委員がするんですよ。その結果が出る前に、所管が工事をやっちゃうなんてことはあり得ませんよ。しかも、区長はどう考えているんですか。まあ、区長はいないけど、それ、答える方がいたら、答えてください。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど地域まちづくり課長のほうからご説明を申し上げました。神田の皆さんの話合いの結果、一致点を見いだすことが困難。これ以上、協議を進めることがかえって地域や様々な団体の亀裂を深める、あるいは、長期化するという判断の下に、工事を実施するというについては、区長からもご決断を頂きました。さらに、今般の住民監査請求につきましても、特に、今回の契約自体の違法性についてのご指摘が、違法だということは、これを見た範囲の中でも当たらないというような認識でございますので、住民監査請求が出ているところでございますけれども、この辺りは、法的にも執行の停止の効果ということについては、まだそういった勧告が出る見込みもない中でございますので、執行権の範囲の中で適正に対応していくということでございます。

○大串副委員長 今のは、区長がそう考えているということですか。区長、いや、区長は、そういうことなんでしょう。今、区長に代わって、部長はそう答えたんでしょう。けども、区長が違法か、不当かは判断するんじゃないんですよ。監査委員が判断するんですよ。区長は自らそれを、何とかな、審査してもらおう側ですよ。ですから、その側に立っている人が工事をやってしまうということが、自ら千代田区が定めた監査委員制度を否定することになりますよ。

もう一つ。これは、区民の権利ですよ。住民監査請求を出すのは、区民の権利なんです

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

よ。それを、今、区長がね、今述べたように、これ以上は、溝が深まるばかりだからやります。そんなばかなことはないでしょう。区民の権利も踏みにじる。正当な判断ができるのは、監査委員だけなんですよ、住民監査請求が出ている以上は。それを完全に無視して、全国の笑い者になりますよ。今日、これから工事をやるというんでしょう。それは大変だよ。全国の中で、千代田区は住民監査請求をこれから監査しようという矢先に工事をやりました。大変なことだよ。千代田区が定めた監査委員制度を否定し、住民の権利である住民監査制度、住民監査請求も踏みにじる。今日、工事に入るということはですよ、それだけ重いことなんです。それを分かった上で、区長は決断したんですか。

もう一回聞きます。

○桜井委員 関連。

○嶋崎委員長 はい。桜井委員。

○桜井委員 監査委員事務局長、いますか。事務局長はいない。

○嶋崎委員長 いない。

○桜井委員 あ、いないか。それは困ったね。

今、住民監査の話が、大串副委員長から話がありました。それと、今回のこの執行における区長の判断はどこから生まれたのかというところが、とても大切な話になってくるんだろうと思います。

住民監査請求というのは、違法、不当な財務会計上の行為、または、怠った事項に限るとされています。これは地方自治法。

で、陳情書の中にも、この本件の契約に関わる前提となる政策判断に合理性があるのかどうかというところで指摘がなされているわけですが、この住民監査請求については、独立した判断で、監査役が独立した組織で判断をされるというのが、この監査の仕組みになっています。

で、樋口区長が今回この執行を判断されたというのは、ご自分が勝手に判断したということじゃないんですよ。これは、千代田区議会がこの第Ⅱ期の工事の案件について、執行機関からの情報を基に陳情の審査をし、議案の審査をし、それで、予算を可決させ、それで契約をし、業者も決まり、いよいよ執行しますという判断を区長がしたというのは、そういう議会の今までの積上げがあって、初めて樋口区長が判断をしたわけで、そのことがあるということと、もう一つ、今回の住民監査請求、もちろんこれは重いものだと思いますよ。大串副委員長おっしゃるようにね。ただ、それは、それはそれとして、監査役がご判断されるものなんです、監査して。

○大串副委員長 区長じゃないんだよ。

○桜井委員 監査役が。我々は、議会人として、この、この企画総務委員会の中で議論をし、可決して、それを基に樋口区長が判断をしているんです。ですから、今回の住民監査請求が出たから、それまでは執行ができないということとは、私は違うと思うんです。ちょっと監査事務局長がいないんで、そこのところの確認を本当はしたいんですけどね。その前の段階として、そういう手順・手続を取って、このⅡ期工事についての議決をし、本会議場で議決をし、予算を可決し、契約をし、業者が決まったという手続を取って、樋口区長が判断をしたんだということについては、私が言っていることは間違っているのか、正しいのか、お答えください。

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

○印出井環境まちづくり部長 今、桜井委員のほうからご指摘がございました。本件契約に至るプロセスの中で、予算や契約議案というような形の中で、議会にご議決を賜ったということはもとより、それから、契約についての違法性、不当性というような内容の監査請求でございます。これを我々としては軽く見ているということではございませんけれども、例えば、談合があったとか、あるいは、地方自治法に基づく手続きに瑕疵があったとか、あるいは財務契約上の規則等に反していたとか、そういうような契約内容ではないというふうに認識をしております。そういう意味で、契約に違法性や不当性はないという前提の下で、監査請求をもって、あらゆるこういった事業が止まってしまうということについては、我々としては、それに対しては慎重に判断をした上で、今回は執行していくというところでございます。

○大串副委員長 委員長、私の質問に答えていない。

○嶋崎委員長 担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどおおむねご答弁申し上げましたけども、区長といたしましても、本件契約自体に違法性、不当性があるということについては、るるご説明、あるいは我々と相談、協議した上で、そういうご判断だと。一方で、政策判断に至る間において、都市計画法第2条の趣旨に反しているというようなご指摘があるんですけども、本件の契約並びにその前段であるガイドライン等の策定は、都市計画ではない、都市計画法は、都市計画について規定している法律でございますので、もし、こういった主張が正しいとしても、これには当たらない。我々としては、そのご指摘については、様々、本日もご議論いただいたように、十分進め方の中で、配慮が足りなかったことはあるのかもしれないですけども、そういった法令に反しているというような認識はございませんということ、区長とも相談、協議した上で、今般は、その辺りを全体的に判断いたしまして、適切に執行していくというような状況になったところでございます。

○嶋崎委員長 副委員長。

○大串副委員長 違うんだよ。部長に、正しい、また、区長が今のこれを正しい、違法だ、不当だと聞いているんじゃないんだよ。私がさっき聞いたのは、この住民監査請求を出して、まだ審査する前なのにもかかわらず工事に入ることについてどう思うんだと、そう聞いたんだよ。要するに、千代田区が定めた住民監査請求制度がありますよ。それを定めておきながら、自らそれを否定することになる。それも分かった上で、まだこれから調査を始める、それこそ、違法、不当かというのはこれからですよ。部長が言うように、違法、不当はないんだから、やります。それは監査委員が決めることなんだよ。だから、それが決まる前に、工事をやってしまうことが、千代田区としてどうなんだ。そこも分かった上で、区長は判断したのかということを知りたいんだよ。

○印出井環境まちづくり部長 今のご指摘でございます。我々も、住民監査請求制度を、先ほども申し上げましたが、軽く見ているということは決してございません。監査請求に伴う様々な証拠書類等を参照して、違法あるいは不当だと思われるような……

○大串副委員長 委員長、これ……

○印出井環境まちづくり部長 そういった事実は確認できるとすれば、それは当然適切な対応を取っていくというところでございますけれども、今般については、そういう判断には至らないというところでございます。それが明確に具体の違法性、例えば、契約に対す

る違法性であるとするならば、議会の議決のプロセスや自治法に基づく手続、先ほど申し上げましたとおり、談合等々の契約に関わる関係法令についてのご指摘があり、証拠書類があって、我々としても、非常に判断に迷うということであれば、当然にそういった対応をすることになるかなというふうに思っていますが、今般については、その前段における政策判断が都市計画法2条の趣旨に反するという指摘でございますので、繰り返し申し上げますけれども、今回の様々な判断というのは、都市計画そのものではございませんので、違法な判断に至ることはないだろうという形で、今回進めさせていただくということでございます。

○大串副委員長 部長、私の質問に答えてくれなきゃ困るよ。同じ答弁を2回やったよ、これで。そうじゃないんだよ。正しい——違法か、不当かの判断は監査委員がするんであって、部長が述べることじゃないんだよ。私が聞きたいのは、そういう制度があって、調査に入る前、審査に入る前に工事に入ることはどうなんだと聞いているんだよ。そうでしょ。だって、幾ら部長が私たちのやっているのは違法、不当ではありませんと述べたって、それは監査委員が下すべきなんだよ。所管がそれを幾ら述べたって、それは意味ないよ。

区長は、部長、課長が述べて、そのとおりだと区長は言っているかもしれない。区長はいい迷惑だよ。区長も一緒にそれで罪をかぶるようになったら。そこは、しっかり対応しないと駄目だよ。監査請求が出たら、一時停止勧告が出るのはあまりないんだよ。そうじゃなくて、その監査請求制度を尊重して、その事業を止めるんですよ。多くの自治体、ほとんどの自治体がそうしているんだよ。千代田区だけが尊重しないでやっちゃうというのは、制度を否定する。また、住民の権利を否定することになるから、みんな尊重して止めているんですよ。それを千代田区がやるというのは、歴史上、大変なことだよ、これ。それでもいいんですか。僕はね、区長をね、心配しているから言っているんだよ。部長、課長、または、副区長が、区長を、それをしっかりと支える立場にあるんだよ。それを違法、不当じゃないからやらせてもらいます。そんなことでいいんですか。

僕は、それでは区民の方に対しても、それじゃ行政としていかがかと思う。そして、最も大事な区民に、身近なまちづくりを責任者としてやる立場にありながら、そのような認識では、区民もかわいそう。まちづくりなんてできないよ。

だから、ここで、本当に、今日、工事に入るのは、私は待ってほしい。それで、今、部長が述べたようなことは、監査委員の方がそのとおりだとして、そうしたら、却下すればいいじゃないですか、請求を。その却下があって初めて工事に入るんだったら、まだ分かるよ。その結論も出ない前に工事に入るということは許せないんだよ。そうじゃないんですか。（拍手する者あり）

○嶋崎委員長 すみません。傍聴の方は、すみません、拍手はご遠慮ください。何度かご注意申し上げて、聞き入れていただければ、出て行っていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

答弁ください。

○印出井環境まちづくり部長 大串副委員長もご指摘のとおり、制度的には可能だということでございます。

それから、今回の求める措置、監査請求で求める措置が、本件契約の締結が違法または不当なものであるから、区長に対し、本件街路樹を伐採撤去することなく、本件工事を行

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

うことを勧告することを求めるというふうになってございます。要は、木を残して、工事をすることを求めているというところでございます。これは、まさにこれまで沿道整備協議会や胸襟を開いて議論してきたことに対して、ただ単に止めるということではなくて、木を残すことを求めているというところで、これについては、今回の監査請求をもってしても、将来的に折り合わないだろうということが改めて明らかになったところでございます。

○大串副委員長 それは部長が考えることじゃないよ。

○印出井環境まちづくり部長 それを踏まえて、今般、監査請求に対して違法性、不当性の認識がないと。これは、先ほど来、ご説明しておりますように、区長とも十分協議をした上で、判断をしたというところで、その……

○大串副委員長 監査する意味ないじゃないか。

○印出井環境まちづくり部長 制度的に可能だということも含めて、ご認識を頂いているというふうに思います。

○大串副委員長 委員長、すみません。もうこれで、私、最後にするけど。部長、同じ答え、これで3回やったね。私は、部長が判断するんじゃないんだって。監査委員がそれを判断するんでしょう、結論の部分にしたって。それを、部長が、それは所管の部長だから、それはそんなことないと答えるのが当たり前ですよ。だから、工事、今日から入ると言うんだけど、それはやり過ぎなんだよ。それは監査委員が判断をして、今回の請求についてはどうだこうだ、違法性、不当性についてはこうだ、ああだと。それが出たよ、で、部長が言うようであったら、じゃあ、却下すればいいじゃないですか。だけど、その結論が出る前に、工事に入ったらいけないんだよ。

それは、私はもう、述べておきます。もうね、同じ答弁するんだったら、答弁は要りません。私は、これは意見というのかな、強くこれは申し述べておく。これは、千代田区の行政のためだよ。ぜひ、それは、まちづくり、環境まちづくり部長だけじゃなくて、この恐らくまちづくりを所管している職員全員に私は申し上げたい。それが長い千代田区の歴史において、今回、非常に大きな節目を迎えている。ここで変わらなければ、千代田区のまちづくりは変わらないかもしれない。それぐらい大きなことです。そのことを申し述べておきます。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。ご意見として伺います。

木村委員。

○木村委員 何点か確認させてください。

4月9日の話合いで、主張が平行線だったということを目頭報告いただきました。どういう主張とどういう主張が平行線だったんでしょうか。

○神原地域まちづくり課長 様々、今ご議論があったように、守る会側の方々の主張といたしましては、現在の木を残したままで道路整備は進めてもらいたいということでございます。一方で、協議会の委員の方々からしましては、様々な観点ですね、まちづくりですとか安全・安心、あるいは今後の商工観光といいますか、桜を植えていくことの意味みたいなこともございまして、現計画どおり工事を進めてもらいたいと、こういう主張だというふうに認識してございます。

○木村委員 この現計画どおりというのは、神田警察通り沿道全体ということですか。

○神原地域まちづくり課長 基本的には、沿道整備推進協議会の皆様は、ご賛同いただいているのかなど。個々一人一人のご意見をつぶさに聞いたわけではございませんが、協議会の共通の認識にはなっているのかなというふうに考えてございます。

○加島まちづくり担当部長 すみません。4月9日のお話し合いの内容は、主にⅡ期工事の部分ということで、私のほうで最初に仕切らせていただいて、お話し合いをお願いしますということなので、Ⅲ期、Ⅳ期のお話も出たかもしれませんが、基本的には、Ⅱ期で、今、これから工事をやる街路樹に関して、双方の意見をお話し合いいただきたいといったようなところの趣旨で開かせていただいたというところでございます。その中で、守る会の方々は、街路樹は全て残す。推進協議会のメンバーの方々は、もうイチョウはやめてくれよというようなことで、それはもう撤去してほしいんだというような、そこが一つ一番の大きな――工事をやること自体は両方ともやってくれということなんですけど、街路樹をそのまま残すか、今の街路樹を全部撤去して、新しい道にさせていただくと。そこがもう完全に擦れ違っているというふうなところかなと思っております。

○木村委員 先ほどのご報告の中で、こういった会合はもう開かないでほしいと。もう無理だと。これは、Ⅱ期工事についてですか。それとも、既存の街路樹を生かせという主張に対して、もう聞きたくない、耳を傾げたくないという意味ですか。

○加島まちづくり担当部長 直接、協議会のメンバーの方からはそういった話も聞いて、そのときに、Ⅱ期工事だとかⅢ期だとかと聞いたわけではございませんけれども、先ほど申し上げたように、今回の4月9日に関しては、Ⅱ期工事の工事に対してということですので、Ⅲ期以降に関しては、また別の話合いだとかというものもやっていく必要もあるのかなというふうには、我々としては考えております。

○木村委員 やはりⅢ期工事以降については、現行の計画にこだわらずに、バリアフリーとか自転車道とかというのはあるにしても、街路樹を生かす街路樹、今の既存の街路樹を生かしたまちづくりなのか、それとも新種に変えるのか。その辺も含めて、いわゆる街路樹については、ゼロベースから話し合うということなんでしょうか、Ⅲ期工事については。

○印出井環境まちづくり部長 繰り返しになりますけど、神田警察通りの沿道整備につきましては、沿道整備ガイドラインをはじめ、これまで、まずは、大きな方向性、周辺のまちづくりを中心としながら、安全で安心で快適な道路整備ですとか、一体的な道路空間の活用によるぎわいの創出、それから、地域のシンボルロードになるような道路の実現を目指していくということを基本として、共有しながら進めてきた経緯があります。

今回の神田警察通りの様々な議論の中、警察通り全体がイチョウ並木というような、そういうお考えのネット上の意見もありましたけれども、木村委員ご案内のとおり、街区ごとに街路樹がばらばらな状況になっておるところでございます。そういったことに対して、今ほど申し上げました3点の方針を共有しながら進めてきているというところでございますので、街路樹について、ゼロベースなのかどうかということまで踏み込んで、私のほうで今ご答弁申し上げることはできませんけれども、先ほどまちづくり担当部長がご答弁申し上げましたとおり、Ⅲ期以降については、これまでも予算委員会等々で、あるいは、常任委員会等々で検討体制のあり方も含めて見直していくというようなことは申し上げましたので、そういった議論の中で、今後、さらに検討を深めていくことが可能なのではない

かなというふうに思います。

○木村委員 4月9日にも話合いが持たれたと。これは、当該委員会からの要請でもあったわけですね。この話合いが行われてですよ、いい具合にいろいろまちづくりについても話し合っ、街路樹についても合意できた。合意したという場合は、その結論を区としては尊重する。そういう意思はおありだったんですか。

○印出井環境まちづくり部長 合意内容を尊重しつつ、先ほど来申し上げている道路管理者としての観点、それから、まちづくりとの観点、そういった中で調整をしていくということになったのかなというふうに思います。

○木村委員 じゃあ、何のための話合いかとなりますよ。せっかく双方が集まって話合いが行われたと。だとしたら、その話合いの結論を行政が尊重しましょうという立場でなければ、実効ある話合いにならないじゃありませんか。どんな話合いの結論——仮にですよ、既存の街路樹を残すことを整備し、を中心に整備していこうと。陽光桜も植えていこうということ仮に一致したら、行政はそれを尊重しますか。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど申し上げましたとおり、今回も、そういう形で、事前に様々まちづくり担当部長のほうを守る会の皆さんと様々な形での調整を模索していたところでございますけれども、そういう状況に至らなかったというところがございます。もし、今回の胸襟を開いた中で、例えば、どこかを残しながらというような議論があったとするならばですけれども、そこに対して、道路管理上、何か課題がないかということを検証した上で、そういったご意見を踏まえながら整備をしていくということはあったんだろうなと思います。

○木村委員 やはりそういう答弁を聞くと、誰のためのまちづくりなのかということが問われていると思うんですよ。少なくとも沿道協議会ですと協議されていた町会長さんなどを中心に協議されてきた皆さんとそれから沿道の皆さんが話し合っ、一致したと、合意したと、折り合えた。その結論は最大限尊重するのは当たり前じゃありませんか。恐らく議会はそういうスタンスですよ。住民の方が話し合っ得た結論は、最大限尊重する。明大通りは、それで成功したんじゃないですか。価値観の多様な人たちが集まって、そして、結論を得たわけでしょう。そこには、住民だけじゃなくて、専門家の知恵も借りながら、そこには多様性と専門性があったわけですよ。だから、明大通りは、皆さんが折り合えたわけ。確かに構造上の問題はあるけれども、まちづくりの進め方はこれだと思うんですよ、私は。

今回、神田警察通りについても、道路が違うわけだから、同じやり方は通用しないと思うんですよ。ただ、進め方として、やはり一つは、その協議会の結論を行政としては尊重しますと。これがない限り、その協議の内容を尊重するというふうに行政が打ち出せば、協議会の皆さんだっ、沿道の皆さんと話し合うというふうになっていくでしょう。恐らくこのまま行ったら、何で協議会の皆さんの意見だけ尊重するのかとなりますよ。確かに協議会で10年以上苦労されてきた。それはそうだけれども、同じ住民だろうと。同じ街路樹を愛してきた人たちだろうと。区民で税金を払っている人たちだろうと。何で特定の人たちの意見だけ取り入れて、私たちの声を無視するのかと、こうなるでしょう。だとしたら、いろんな価値観を持つ、多様性のある、そういう構成メンバーで協議し、そして、専門家を配置し、そこでの結論は行政として尊重しますと。やはりこういうスタンスを基

本的に行政はこういう立場ですよというのを打ち出す必要があると思います。どうでしょう。

○加島まちづくり担当部長 4月9日はそういう話にはならなかったというところが現実です。平行線だといったのが先ほどのお話で、何らかの歩み寄りがあって、それを尊重しましょうというような話にはなっていないのは、これは事実でございます。

この4月9日だけではなくて、1月だとか3月にも協議会をやって、3月に関しては、もう3時間もこの場所でやっていただいて、その中でも、かすかな一致点等も見いだせなかったというようなのが事実なので、我々としては、その4月9日を受けて、工事をやっぱり再開するべきだということで判断しているというのが、今の状況だということでございます。

○木村委員 今のようなやり方だと、そうなるでしょう、平行線に。平行線にならないためにはどうしたらいいのか。要するに、まちづくりというのは、住民が決定するわけですよ、まちのあり方は。だって、今回の神田警察通りの沿道だって、住民の皆さんが整備されるわけで、アダプト制度等でね。それ、日常的に清掃されたりしているんじゃないですか。その皆さんたちの協力を仰いで、まちづくりというのは進めるわけですよ、その人たちを主人公として。ですから、皆さんたちが樹種も含めて決めるんですと。この立場に行政が立たない限り、話し合っても進まないでしょう。そうでしょう。

平行線だったら、まちづくりできませんと。こういうことなんですよ。だって、住民が決めるんだから。だとしたら、住民が合意できるように、どうすればいいのかということを考えるのが行政なんです。そうじゃありませんか。平行線ですというんじゃないんですよ。平行線であるなら、話し合いでお互いに折り合えるようにするためにはどうしたらいいかを考えるのが行政なんです。だって、神田警察通りの沿道のあり方を決めるのは、町会の皆さん、沿道を構成する皆さんたちなんですよ。区じゃないんですよ。誰のためのまちづくりか、問われているんです、今。

その辺は、今後の、これから、Ⅲ期、Ⅳ期、Ⅴ期と進んでいくわけですから、今のうちにそういう仕組みをつくって、それで協力してくれと。とにかく一致点をつくってくれということで、そうじゃないと、我々、仕事できませんという形で行政が働きかけていくというのが、私は大事じゃないかと思うんです。住民同士議論させて、平行線でしたと。じゃあ、現行どおり行きますと。溝が深まるだけです。その辺の立ち位置の転換を私は求めたいと思うんですけども、どうでしょう。

○加島まちづくり担当部長 今後進めていくⅢ期、Ⅳ期、Ⅴ期に関しましては、今の木村委員ご指摘のように、まちづくり、工事部隊とは別なまちづくりのほうで、いろいろとそういう場を工夫しながら、なるべく一致点だとかを見つけられるような形で進めていきたいというふうに考えております。ただし、今回、Ⅱ期工事に関しましては、区の決定として工事は進めさせていただくということが今の状況であることをご認識いただければというふうに思います。

○木村委員 行政が、やはり責任ある人がきちんと住民の方に説明する責任があると思うんですよ。一方で、工事を進めながら、Ⅲ期からちゃんとやりますなんて信用できないでしょ。だとしたら、きちんと行政がですよ、行政が関係する住民の皆さんにきちんと説明して、それで了解を得るというのは、これは最低限、私は行政の説明責任というのを考え

た場合に、最低、そのことをやらないと、行政の信頼を私は失うと思う。やはり、こういう状況のまま工事に着工というのは本当にどうなのかと。今後のことを考えた場合ね。ぜひ、ちょっとその辺については、再考願いたい。

工事一時中止のガイドラインって、ご存じですか、国交省の。工事中止のガイドライン。これは、どういうときに工事中止、受注業者はどういうときに工事中止するのか。自然的または人為的事象であって、受注者の責に帰することができないものにより、受注者が工事をできないと認められたときには、受注者から発注者にちょっと工事できませんということやると。その中に、人為的事業の中には、反対運動があるわけですよ。そのときには、工事中止を、一時中止しなくてはならんと。これは国交省のガイドラインです。このまま突き進んで、本当にいいんでしょうか、このガイドラインに照らして。

どうでしょう。

○印出井環境まちづくり部長 今般、道路整備に向けた形での、繰り返し申し上げておりますけれども、神田警察通りという広範なエリアにおける全体としての道路の在り方、それと、個々の街区の整備というような、そういう複雑な事情の中で、様々な意見があったというところがございます。住民監査請求につきましても、これ、先ほど来ご指摘いただいているところで、我々としては重く受け止めているところがございますが、この工事に至る経緯、それから、具体的な契約については、適法、適正なものだというふうに認識をしているところがございます。それから、道路整備を、反対の方もございますけれども、早急に求める声というの強いというふうに考えています。

先ほど来ございました、本来であれば、もっと夢のある道路にしていきたいという地域の思いがあったところ、様々な制約の中で、現状のような計画になってしまっているというところがございます。そういう意味では、我々としても、沿道の地域の人たちの思いに十分応えられなかったというところがあります。そういった中で、最低限の歩行空間、自転車走行空間の整備ということを目指して取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ぜひ、その辺はご理解を賜りたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 いいですか。

岩田委員。

○岩田委員 契約関連で3件と、その他で1件、ちょっとお伺いします。

さっき、ちょっと途中で、関連で違う方向へ行っちゃったんですけども、根上がりとかの話で、そういうふうにしないように、根が下のほうに行くというような話だったんですけども、そもそも区が、剪定とか、業者を決めるじゃないですか。その業者と実際にやる業者って、同じですか。つまり、落札したところと、実際にその仕事をするところというのは、つまり、下請とか孫請とか、そういうのはないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 下請とかはあると思いますが。

○岩田委員 その業種、つまり、落札したところは、例えばなんとか造園とか、そういった専門家かもしれないけども、その下請とか孫請とかは全然違うかもしれない。それはちゃんと把握していますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 これは、街路樹の伐採工事ではなくて、道路整備工事ですので、大きなところで、道路の整備をする、道路舗装の会社が取っております。その街路樹に関しては、その下請の造園業者がやることになっております。

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

○岩田委員 本当かな。

○嶋崎委員長 そもそも契約案件として、樹木の云々の契約じゃなかったわけだから、それは、だって、ちゃんとこの場でみんな議論したんだから、ちゃんと覚えているでしょ。

岩田委員。

○岩田委員 はい。すみません。確認だったんです。委員長。

○嶋崎委員長 確認しなくていいんだ、それは。

○岩田委員 すみません。

○嶋崎委員長 ちゃんと議論したんだから。

○岩田委員 はい。胴吹きとかひこばえの話はしましたよね。強剪定をすると、その木がやっぱり自分の命をつなぎたいということで、木の真ん中のほうから、こう、枝というか、何かそういうのを出したり、根っこのほうから出したりとかというのがありますよね。強剪定が理由だというのは、区も認めました。

で、そういう強剪定をしておきながら、木の状態が悪いというのはいかなものなのかなと思うんですよ。実際に、剪定をしている会社、私は見ました。そしたら、その会社は造園業じゃないんですよ。何かというと、一般産業廃棄物処理業なんですよ。そういうところがばんばん木を切って、ごみとして出すんだったら、それは強剪定になりますよ。にもかかわらず、そういうのもちゃんと把握していない。そして、それでも、何、自分たちの管理が悪いのを棚に上げて、あ、この木は駄目ですねというのはいかなものですかね。

○桜井委員 今回の業者がそうなの。

○岩田委員 いや、今回のではなく、そういう例があるということです。

○桜井委員 例がある。

○嶋崎委員長 いや、今回の、悪いけど、今回の話をしてくれる。すごく大事な話をしているから。全体像じゃなくて、今回のこの神田警察通りの陳情審査をしているんだから。そこに絞って言ってくださいよ。一般論を言われても、それは困るよ。

○岩田委員 一般論。

○嶋崎委員長 いやいや、それはそうでしょ、だって。

岩田委員。

○岩田委員 今回は、そういうことはないですか。ちょっとお伺いしたいです。

○須貝基盤整備計画担当課長 そのようなことはございません。

○岩田委員 契約のこと、二つ目。神田警察通りの道路整備に係る発注一覧をちょっと見ているんですけど、平成30年から令和3年までにかけて、4年間で平均で1,000万円かけて、神田警察通り協議資料作成業務、年間、約、平均で1,000万ですよ、かけてやっているんですよ。なのに、地元の人たちが知らないって、これはちゃんと資料を作って、ばらまいたって、1,000万円かからないんじゃないんですか、何をやっているんですかという話ですよ。

○嶋崎委員長 いやいや、分からない。

○須貝基盤整備計画担当課長 何が……

○嶋崎委員長 何を指摘するのか教えてください。

○岩田委員 はいはい、すみません。委員長。

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

高島テクノロジーが受けていますよね。

○嶋崎委員長 いや、だから、それは何が何の無駄遣いなのか、何なのかを……

○岩田委員 そうです、そうです。無駄遣いです。

○嶋崎委員長 そこをきちっと言わないと、分からない。

○岩田委員 つまり、神田警察通り協議資料作成業務と書いてあるんですよ。

○嶋崎委員長 いや、だから、それが何なの。

○岩田委員 えっ。

○嶋崎委員長 それを言って。ちゃんと、具体的に指摘してくださいよ。だから、何なんだということを、きちっと。

○岩田委員 資料作成で1,000万円もかけて、どの資料を作って、どれだけ周りに人たちにちゃんと知らせたんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 その文字どおり、協議をするための資料を作成したので、様々な資料を作成——あと、測量ですとか樹木診断等も、その間の中ではやってございます。

○嶋崎委員長 それは、成果物としてはしっかり持っているんだよね、当然。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。そのとおりでございます。

○嶋崎委員長 はい。

○小枝委員 そのところ、ちょっとすみません。関連します。

○嶋崎委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 この資料というのは、高島テクノロジーですか、それともURですか。この協議会に出し、委員会に出した資料ですね。例えば、街路樹についてという、こういうふうな。この表紙を見れば分かるでしょ。

○須貝基盤整備計画担当課長 いつの……

○嶋崎委員長 ちょっと休憩します。

午後6時21分休憩

午後6時23分再開

○嶋崎委員長 では、委員会を再開します。

答弁からかな、じゃあ、これ。今の、どうなんですかというところでは言っているんだから。答弁からお願いします。

担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、ただいまご指摘のあった資料は、高島テクノロジーの資料でございます。作成した資料でございます。

○小枝委員 その10年間で8,500万も支出しているという規模の、かなり、何というか、額的には大きな契約なんですけれども、こういった資料をよく見てみると、例えば、これ、よく見た資料だと思えますね、三つの比較。三つの比較という。この三つの比較というのはどういう比較かという、現況と街路樹保存と街路樹変更案なんですよ。で、現況と街路樹保存というのは、歩道の幅というのは、木が変わっていないわけだから、メーターは変わらないわけなのに、現況、まあ、これだったら1.7メートルとなっていて、街路樹保存案は1.86メートルになっているんですね、同じ場所なのに。まあ、もう細かいことは言いませんけれども、つまり、これ、岩田さんの質問に重ねて言えば、こうい

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

うことを住民側に説明のために使っていけば、住民から言われるわけですよ。あれっ、これ、何か木が変わっていない場所の変わっていない歩道なのに、数字が変わっているのはおかしくないですかと。でも、根回しのためにしか使っていないから、誰もそういうふう

に。  
高島さん、そんなにたくさんお金を払っているのに、これ、今、一つの——時間がないと言われるから、一つの事例ですよ。よくよく見ると、本当にね……

○須貝基盤整備計画担当課長 委員長、ちょっといいでしょうか。今の、今の……

○小枝委員 それに……

○嶋崎委員長 じゃあ、いいや。一つ一つやろう。一つ一つ。順番に。今の指摘に関して、何かあるのね。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○嶋崎委員長 はい。どうぞ、担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 今のご指摘ですけれども、現況ですから、現況の実際の有効幅員です。それを保存したときには、ツリーサークルを造りますので、そのときの想定した幅員です。ですから、全く同じになるわけではございません。

○嶋崎委員長 ということだそうです。

違うところで続けてください。

小枝委員。

○小枝委員 それだって、これ、本当に、住民から言われたんですよ、何ですかと。これ、何ですかと言う暇もないですよ。そのツリーサークルの幅ですと。ツリーサークルの幅が狭くなったから、広くなったんですよ。そういう話でしょう。

で、この三つの絵だって、これ、委員会で見たときに、何だ、できるじゃないですかと、みんな。むしろ現状のほうが枝ぶりがよくて、いい豊かな道だよねと言ったのを覚えていますよね。で、これは何のために作ったかということ、新しい計画の中でどういう状況が生まれるか、見えるような絵を出してくださいって、委員会の求めに基づいて出したんですよ。つまり、できるという絵を出したんですよ。二つ出ていますが、二つともそうですよ。だから……

○須貝基盤整備計画担当課長 委員長。

○小枝委員 この資料の前のところで、さっき何度もあれですけれども、15回協議会、14回協議会と15回協議会のところで、もう整備担当課長が、基盤整備計画担当課長が、ここは樹木を移植しないとできないんですよと言ったのは、この資料とは食い違っているんですよ。で、委員会では、このことには触れず。

○嶋崎委員長 今、ちゃんと言わせてあげて。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○嶋崎委員長 まだ言っていない。

○須貝基盤整備計画担当課長 あ、ごめんなさい。

○嶋崎委員長 はい。担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 そちらの、議会から求められたものは、保存した場合の案も作って検討をというご指摘を受けましたので、それを作った。で、結論的には、残したままでは幅員が取れないというところは変わっておりませんので、整備できる案として、

私どもが出したものではありません。

○小枝委員 委員会、議事録を読みましたが、そんなこと言っていないですよ。そんなこと言っていないですよ。協議会でだけ、誰にも見せない協議会でだけ言っているんですよ。そういう不誠実なダブルスタンダードをやっている中で、今の、非常にご迷惑、町会長へのご迷惑と地域住民が涙するほかないような、悲しい3億7,000万円の状況が発生しているという、そのリアルな事例です。

それと、東京都の福祉保健局のところから、歩道の有効幅員が原則として2メートルと、建築限界の解説があるんですけども、ある他の自治体の土木の専門家の方から、こういう指摘があります。非常に千代田区の状況を心配して見ているということで、もし、ルールに基づいて完全に計画的に造られた道路が理想なのであれば、つくば市の道路を参考にしてみればいいと思います、と。学術機関関係の会議やビジネスには適したまちだとは思いますが、観光目的ではどうでしょうか。これは決してつくば市をけなしているわけではありません。ただ、まちが果たす役割の話です。つまり、人工的な道を作る、数字に合った、ただ2メートルすつんと。前に、これ、副委員長のほうからも言われましたけれども、それは、会議するまちとかというんだったらいいけれども、観光には——それと、また陽光桜の維持管理についても議論が出尽くしているのか、疑問があります、と。街路樹が病害虫に強いのは当然だと錯覚していないでしょうか。千代田区の職員の方から、街路樹だけの議論をしているのではないという趣旨の発言もしょっちゅう目にするのですが、一体、誰のためにまちづくりをしているのか分からなくなります。自分たちの発言と実現したい計画にも筋が通っていないし、疑問にも正面から答えない。恣意的な編集をした文章でごまかす。要求した返答も用意してこない。私が元公務員でも、全くこれはフォローできませんと。同業の方が言っている。

この問題というのは、意見の不一致の問題だけじゃなくて、この極めて説得力のない、合理性のない、審議の根拠となった事実が極めてゆがめられて、不安定であると。建築限界が重要だと言いながら、建築限界を侵すものを今から——この方はプロだから、それが分かるわけですよ。だから、陽光桜を移植するのも安全性を阻害することになるよと。仮に、工事に着手してイチョウを伐採し、植樹した陽光桜が順調に生育したとして、根上がりで舗装面の平たん性が損なわれたら、今度は陽光桜は切る、伐採するのですかと。岩田さんが言ったのと同じことを言っています。

冷静に考えれば、そういうことなんです。つまり、計画の合理性、正当性がないという、この状況に対して、ここで、住民が声を上げた、監査請求をしたということに対して、やはり一旦立ち止まって、耳を傾けて、そして、ある程度折り合いを、例えばここの部分は移植するであるとか、例えばここの部分は残して今度は陽光桜を植えるであるとか、そういうふうな調整をするのが行政の役割。先ほど木村委員が言われた国交省のガイドラインにもあるとおりだと思うんですね。そこの知恵の出し方を全くしない。それじゃあ、せっかく8,500万もかけたコンサルの仕事も意味がないし、3億7,000万をやって工事することも未来の夢につながらないし、こうしてやっている委員会の間にも、文化放送では、千代田区では、どうも区長が区民との約束をたがえて、神田警察通りの街路樹を伐採するということになっているということが、今、先ほどあったらしいです。

だから、もうそういう形で、千代田区というのは、まあ、弁護士の方も言っていました

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

けれども、ほかの自治体では、一旦、監査請求が出ている樹木に関しては、しっかりとそここのところを手続を踏んで、その結論を待つ。それは、神奈川でも、鎌倉市でも、と。普通の自治体ではそうだと。千代田区さんはそうじゃないんですかと、なぜなんですかということが、やっぱり今問われているわけです。学者さんたちからも、神奈川大学の幸田先生、行政学の先生……

○嶋崎委員長 思いはさ、小枝委員、分かるけど、ご意見だったらご意見、ご質疑だったらご質疑というふうに明確にしてくださいよ。

○小枝委員 ですから、そういう合理性、正当性を欠く部分について、一旦、謙虚に受け止めて、ここは工事強行をするべきではない。そして、調整を、私たち議会と一緒に、今、全力で考えるべきだというふうに思いますので、ぜひ、お願いいたします。

○印出井環境まちづくり部長 これまでもご答弁申し上げましたとおり、神田警察通り、繰り返しになりますが、千代田区を東西に貫く1.4キロの区道という中で、ずっとまちづくりと共に議論をしてきて、整備の方向性を共有してきたというところでございます。そういった中で、今般、この整備についての様々なご議論があると。で、この警察通りについては、先ほど申し上げましたように、様々な制約、商業地域における駐車帯の整備ですとか一定の交通量ですとか、そういった中で、当初思い描いていた整備が、歩道幅員の確保という整備ができない状況になった中で、最低限、2メートルの道路構造令に沿った幅員は確保していこうと。

それから、もう、これは小枝委員のほうからはご指摘ございませんけれども、小学校の、あるいはお子さんの親御さん方から、イチョウについての様々な課題、自分の親を抱える方々からの声とか、そういう声も多く寄せられているところがございます。イチョウに罪はございませんけれども、そういった沿道のこれまで重ねてきた課題ですとか、あるいは、先ほど来申し上げましたように、街区によって全く街路樹が異なっている、統一感のない街路樹。そういうことについて、長らく議論をしてきたところがございます。

そして、今般につきましては、いろいろご指摘ありましたけれども、事実として、3か月、4か月近く工事を止めて、様々、双方のご意見を聞いてきたところですがけれども、なかなか一致に至らなかったと。小枝委員がご指摘のような一致点が見いだせればよかったところですがけれども、これ以上議論しても、なかなか決裂を、亀裂を生むだけだというような判断の中で、先ほど来ありますけれども、住民監査請求については重く受け止めますけれども、制度的には執行もできるものだろうというところで、まず決断をしたと。区長も含めて私どもで決断をしたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。岩田委員はもう一本ありますか。

はい、どうぞ。

○岩田委員 また契約のところ、ちょっとお伺いしたいんですが。

この週末に、神主さんをお呼びして、おはらいか何かやっていましたよね。あれって、区が頼んだんですか。

○嶋崎委員長 それは違います。私が答えます。それが、業者がやったものです。執行機関に答えさせるわけにはいかないから。

岩田委員。

○岩田委員 それは事業者ということなんですけども、これは、今まで樹木の伐採で、そ

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

ういう神主さんと呼んで、おはらいって、やったことありますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 やったかどうかは、ちょっと分かりません。私どもが把握しているところでは分かりません。

○岩田委員 分からない。

それって、今回の事業者がやったおはらいというのは、区との契約の中に入っていることなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 もちろん入ってございません。

○岩田委員 入っていない。入っていない。

じゃあ、契約外のことをやっているということですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今回の道路工事の安全祈願ということで、請負業者がしているものですから、それが契約の中にはもちろん入ってございません。

○岩田委員 事業者は契約外のことをやっている。それで、区はそのお金を出しているということですよ。出していないんですか。

○嶋崎委員長 出していないって。関係ないと言っているんだから。

○岩田委員 関係ない。

○嶋崎委員長 業者がやっている。役所には関係ないということ。

○岩田委員 勝手にやっているということですか。

○嶋崎委員長 いや、勝手にやっているかどうかは分からないけど、（発言する者あり）役所は関わっていない。あくまでも、業者が安全祈願として気持ちの中でやった話でしょということ。

○岩田委員 それで、今の委員長の整理で合っていますか。（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 はい、そのとおりでございます。

○岩田委員 分かりました。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 分かりました。

じゃあ、最後に、胸襟を——今のとは違いますよ。胸襟を開いて話をするという話で、もう、話はしたくない、もう、これ以上したくない、たった1回でも、もう、これ以上話したくないというんでしたら、でも、これから、Ⅲ期、Ⅳ期、Ⅴ期と話し合いはあるわけですよ。だったら、そういう方には、その方のためにも、申し訳ないですけど、メンバーを替えることも必要なんじゃないかなというふうなことを私は考えていますけど、いかがでしょう。

○加島まちづくり担当部長 先ほど申し上げたように、今回、Ⅱ期工事のということですので、Ⅲ期、Ⅳ期ということであれば、また意見が違う可能性もありますので、そこら辺は、協議会のメンバーであれば、そのまま協議会の中ではメンバーでいていただいたほうがいいかなと。多様な意見の中でどう集約していくかということだと思しますので、協議会については、今後工夫しながらやっていきたいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 意見が出尽くしたというか、ご意見、ご質疑も含めて、やり取りをさせていただいたと思うんですけども、この、今までも、実は、私の委員長の前の前の前の前

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

の委員長までかな——からのずっとやり取りで、ここまで来ております。先般も、委員会の集約もし、その前も委員会の集約をし、この陳情を住民の皆さんに、陳情者の皆さんにはお返しをさせていただきます。そういうことも含めて、この取扱いをどういたしましょうか。そこのご意見を頂きたいと思っておりますけれども。

○桜井委員 する委員の皆さん心配をされて、ご意見が出ておりました。陳情審査、千代田区の陳情審査は、いろいろな多岐にわたってやっているわけでございますけれども、本来であれば、全会一致というのが望ましいわけでございますけれども、ここは、やはり採決を行って、委員会としての判断をお示しするということが必要なんではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、本来、千代田区の原則的には全員の一致ということなんですけれども、今日の中では、私が聞いている限りでは、なかなか一致は見られないということで、今、桜井委員のほうから採決をして、判断をしたほうがいいじゃないかと、こういうご意見を頂きました。そういうふうな進め方でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

まず、引き続き調査を求める意見と結論を出すべきだという意見が実はありますから、この部分についてお諮りをしたいと思っております。これも多数決でさせていただきます。

まず、引き続き調査を求めるご意見という方の——継続ということですね、の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 大串副委員長、木村委員、小枝委員、岩田委員が賛成でありまして、そうすると、ほかの委員の方がそうではないということですから、同数ということになります。同数になったときの、可否同数になった場合は、委員会条例の第13条の規定によりまして、私、委員長において、採決をしたいと思っております。

これまでも何回も何回もこの件は繰り返してきましたけれども、なかなか住民の皆さんのご意見も一致しない。当然、我々議会の、住民代表である議会のこの中でも割れている中での現状でありまして、大変苦渋な選択でありますけれども、私、委員長としては、これは結論を出すべきというふうに判断をさせていただきたいと思っております。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、まず、このことを一つ確認させていただきながら、次に、本陳情について、どうするかということでございます。これについて、採択をするか、不採択にするかということでございますけれども、これも、多分、判断があると思うんです。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですね。おかしくないでしょ。採択か不採択。

○桜井委員 それはおかしくないです。

○嶋崎委員長 ね。採択か、不採択しかないですから。まず、採択をするべきだと……

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

○大串副委員長 3本を1本にまとめて。

○嶋崎委員長 まとめて、まとめて。3本まとめて。その議論は3本とも一緒にやっていますから、3本まとめてでいいんじゃないですか。3本まとめてで採択をすべきだと。今日は採択をすべきだという方の挙手を、（発言する者あり）入るよね。

休憩します。

午後6時42分休憩

午後6時45分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開いたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

この後に、この陳情の採択か不採択か、またお伺いいたしますけれども、その前に、ご意見があるということであれば、ここで述べていただきたいと存じます。

岩田委員。

○岩田委員 日本の風景に最も溶け込んでいるイチョウですけども、意外なことに、IUCN、国際自然保護連合のレッドリストに野生絶滅危惧種として登録されているイチョウを、これ以上伐採するべきではないと私は思っております。そして、この採決も、もっと住民の意見を聞いてからするべきではないかなと思っておりますので、今日はするべきではないと、そのように考えております。

○桜井委員 するんだよ。

○嶋崎委員長 するべき。するんだよ。するために意見を言っていたから、するべきではないということではなくて……

○岩田委員 すみません。そうじゃないですね。

○嶋崎委員長 意見として何か言ってください。

○岩田委員 すみません。私は伐採に反対いたします。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 採択なんだよ。

○岩田委員 すみません。採択にですね。

○嶋崎委員長 採択するか、しないか。

○岩田委員 採択に反対いたします。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 えっ。

○桜井委員 いいよ、いいよ。

○嶋崎委員長 いいの。いいの。（発言する者多数あり）いいの。

○大串副委員長 採択に賛成……

○岩田委員 採択に賛成します。ごめんなさい。

○嶋崎委員長 ちゃんとさ、ちゃんとしてね。

○岩田委員 すみません。

○嶋崎委員長 大事なところだからね。

○岩田委員 すみません。大丈夫です。

○嶋崎委員長 お願いしますよ。

ほかにご意見ありますか。

○小枝委員 私の意見としては、先ほども申し述べたとおり、これは、非常に経緯・経過に間違いがあったことが連なっておりますので、ここは、本当は双方話し合い、歩み寄って、明大通りのときのように何らかの妥協点を導き出す努力、これは環境まちづくり部が

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

あまりにもかたくなにゼロ回答であったということによって、この悲劇が起きているというふうに思っています。

結論としては、ただいま監査請求が出ている。そして、これは地方自治法に定められた制度であり、それに基づいて、これから60日をかけての審査が行われるという状況の中で、その目の前、争われている樹木を伐採、撤去するということは、常識的に、あるいは制度的に考えられないことだと。そういった意味でも、暴挙をやってはならないというふうに思います。

また、昨年3月――あ、令和3年の10月に議会の議決をしたわけですがけれども、その真偽の根拠となる事実に関して、大変間違った説明が幾つも幾つも行われていた。それを、その議決を基に行われている契約であるとすれば、これは無効であるということが十分に成り立つというふうに、何人もの弁護士に私は励まされております。

よって、この、仮にイチョウを撤去することが話し合いの下に是であるとしても、この陽光桜という樹種の不適切であるという部分も、専門的にはクリアがされていない。また、議会に示された専門家からの意見も、ご本人から言われているように、ご自分の意見が保存を求めているのに中小木にすることを是としているような表現がされている。様々に行政の虚偽の手段、あるいは資料、そうしたものが度重なっているこの計画を進めても、住民にとって、幸せな状況になりませんし、知恵を尽くせば、樹木を生かし、移植をするなり、いろんな考え方が出たはずなのに、その知恵も出さなかった。そういう意味では、今のウクライナではありませんけれども、極めて民意を無視した、住民自治を無視した、本当にそういった暴挙だというふうに思いますので、この千代田区に民主主義が戻るためにも、本日頂いた車椅子の方からの切実な陳情、そして、このⅡ期工事区間に住んでいる住民の切実な陳情、恐らく多数決を採ったら、地域の中でも知らない人が1番、そして、切らないでくれが2番、恐らく切ってくれというのは3番だと思います。そういう意味でも、大方の意見の合意のない街路樹伐採には断固反対をいたしますので、この陳情に採択の立場を取ります。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。

大坂委員。

○大坂委員 神田警察通りの沿道整備に関しては、本当にもう、10年、20年近くにわたって地域の方々が協議をされ、なおかつ、この企画総務委員会の中でも陳情審査をしたり、議決をしたりということをもう長年積み重ねてきて、今、ようやくここまでたどり着いた案件だと思っています。

そもそも樹木の伐採に関しては、様々な意見があるということがもう大前提としてある中で、やはりどこかでそこは折り合いをつけていかなければならないというようなテーマなのかなと思っています。そうした中で、前回の陳情審査を踏まえて、4月9日に双方、胸、胸襟を開いた形での議論をする場が持たれました。その中で歩み寄ることができればよかったのかもしれないですがけれども、平行線だったという現実があります。こうした状況を踏まえて、執行機関と区長がこれまでの議会の議決を尊重した形で決断をされた。このことについては、やはり重く受け止めなければならないのかなというふうに考えます。そうしたことを踏まえて、この陳情に関しては、特に送付4-5、4-4に関しては、採

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

択することができないのかなというふうに考えています。

もう一つ、4-6に関しては、住民監査請求について求めるものであります。この住民監査請求に関しては、やはり先ほど来委員の方からも出ていますけれども、判断するのは監査委員であるというところで、この企画総務委員会の中で、この監査の中身について、どうこう、何か判断をするということは望ましくないのかなというふうに考えておりますので、これについても採択をすべきではないというふうに考えております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○大串副委員長 陳情の4-4、4-5、それから4-6、いずれも採択すべきだと思います。理由は質疑の中で述べたとおりなんですけれども、住民の方、これ以上、協議を続けたら、住民の方の溝がさらに深まるという執行機関の説明、答弁がありました。私は、この原因は、全ては執行機関の今日までの中で適正な手続を欠いたからこういう事態になった、そう思います。また、今回の街路樹を伐採しなければならないという合理的な説明もありませんでした。そういう中で、今回、こういう事態になっている。そのことを執行機関としてはしっかり反省をしてもらいたいと思います。

それから、そういったことを受けて住民監査請求が出て、今回、今日を迎えたわけですが、今日の答弁では、工事を今日の夜やらせてもらうということなんですけれども、これは、さっき述べたとおり、監査請求が出て、まだこれから調査をしようというときに今日から工事に入るというのは、全く暴挙としか言いようがありません。ですので、この陳情にあるとおり、監査の結果が出るまでとか調査中は、街路樹を残すべきだということに賛成です。

この3本いずれも採択することに賛成です。

○嶋崎委員長 はい。木村委員。

○木村委員 私も3件とも採択すべきという立場で、意見を述べさせていただきます。

第47回千代田区民世論調査で、「まちづくりをより良くするために必要なもの」という回答で、区民の方はどうかというのは、情報提供、住民と行政がまちづくりを議論する場、そして、住民同士でまちづくりを議論する場という内容でありました。やはり、この世論調査と同じようなことを、今回、3件の陳情書は共通しているというふうに思います。実際に、陳情4-4については、「どうぞ地元住民の声に今一度耳を傾け、」というふうに述べていらっしゃるし、4-5については、「私達の声をかきとる」、「樹木を伐採しないで下さい」というふうに述べています。いずれにしても、住民の声を聞いてほしいと。これは、住民自治の原点ですよ。ですので、採択すべきと考えます。

それから、監査請求については、私としては、仮に違法でないという結果になっても、じゃあ、伐採の工事を進めていいというふうにはならないだろうと。あくまでも決めるのは住民なんだという立場です。ですから、ただ、ここでも、たった一度で話を打ち切り、2日後に伐採通知が来た。そのため、仕方なく住民監査請求を出したという文言がございます。やはりここでも声を聞いてほしいと。話合いの場を継続してほしいと。もっともな声だと私は判断いたします。住民が決めることだって、先ほど私も強調させていただきました。ですから、私は、保存しろだとか伐採しろだとかということを、ここで言うつもりはありません。ただ、住民が話合いの継続、声を聞いてくれと言っているときに、

送付4-4、4-5、4-6 陳情審査部分抜粋：  
令和4年4月25日 企画総務委員会（未定稿）

それを遮断するやり方は間違っているということから、採択を主張したいと思います。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、陳情の、まず、送付、全部一遍にやりますけれども、一応、読み上げさせていただきます。送付4-4、神田警察通り道路整備に於いてイチョウ伐採中止・街路樹保存を求める陳情、送付4-5、神田警察通りの街路樹伐採中止を求める陳情、送付4-6、住民監査請求中は神田警察通り2期区間の街路樹伐採をしないよう求める陳情、この3本に対して、皆さんの判断をしていただきたいと思います。

この陳情、3本とも一括してですけれども、採択にするべきだという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 大串副委員長、木村委員、小枝委員、岩田委員。ありがとうございました。

この件についても、同数ということでございますので、私、委員長が委員会条例第13条の規定により、この件に関しては不採択にさせていただきたいというふうに判断をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この件に関しまして、審査を終了いたします。ありがとうございました。

3番のその他に入ります。

委員の皆さんからありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

執行機関は。（発言する者あり）ありません。

それでは、本日の委員会を全て終了いたしました。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後6時58分閉会